

電気事業法施行令及び電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の託送供給等約款の認可の申請の期限等を定める政令の一部を改正する政令案 参照条文

(参照法令一覧)

- 電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）（抄）……………1
- 電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の託送供給等約款の認可の申請の期限等を定める政令（平成二十七年政令第二百六十八号）（抄）……………1
- 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）（抄）※強韌かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十九号）附則第一条第四号に掲げる規定による改正後時点……………6
- 電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）（抄）※強韌かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定による改正後時点……………6

○電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）（抄）

（権限の委任）

第四十六条 法第百十四条第一項の政令で定める規定は、法第二条の十三及び第二条の十四（これらの規定を法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する場合を含む。）、第二条の十五（法第二十七条の二十六第二項において準用する場合を含む。）、第二条の十六（法第二十七条の二十六第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十七条第一項、第二項、第四項及び第五項、第十八条第一項から第三項まで、第六項、第十一項及び第十二項（法第二十条第四項及び第二十一条第四項において準用する場合を含む。）、第十九条、第二十条第二項及び第三項、第二十条の二第一項及び第三項、第二十一条第二項及び第三項、第二十二条第一項（法第二十七条の十二及び第二十七条の十二の十三において読み替えて準用する場合を含む。）、第二十二條の二第一項（法第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）並びに第二項及び第三項（これらの規定を法第二十七条の十二の十三において読み替えて準用する場合を含む。）、第二項（法第二十七条の十二の十三において読み替えて準用する場合を含む。）及び第三項（法第二十七条の十二の十三において読み替えて準用する場合を含む。）、第四項並びに第五項及び第六項（これらの規定を法第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）、第二十三條の二（法第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）、第二十三條の三第一項（法第二十七条の十二の十三において読み替えて準用する場合を含む。）、第二十三條の四第一項（法第二十七条の十二において読み替えて準用する場合及び法第二十七条の十二の十三において準用する場合を含む。）、第二十七條の二第一項（法第二十七条の十二、第二十七條の十二の十三及び第二十七條の二十九において準用する場合を含む。）、第二十七條の十、第二十七條の十一第二項から第四項まで、第二十七條の十一の二から第二十七條の十一の六まで、第二十七條の十二の十、第二十七條の十二の十一第二項から第四項まで、第二十七條の十四、第七章並びに第百三条の二第三項の規定とする。

254 （略）

○電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の託送供給等約款の認可の申請の期限等を定める政令（平成二十七年政令第二百六十八号）（抄）

（みなし小売電気事業者に係る旧電気事業法の規定の適用についての技術的読替え）

第三条 改正法附則第十六条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第一条の規定による改正前の電気事業法（昭和三十九

年法律第七十号。以下「旧電気事業法」という。）の規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	この法律又はこの法律	(略)
第十五条第二項	(略)	(略)
第十九条第三項	第一項後段	改正法附則第十八条第一項後段
(略)	供給約款	特定小売供給約款
第十九条第六項	第一項後段	改正法附則第十八条第一項後段

(略)	第二十一条第一項			(略)	第二十条				第十九条第七項から第十項まで			
	(略)	供給約款(同条第四項)	(略)		(略)	(略)	同条第四項	(略)		(略)	供給約款	供給約款
(略)	(略)	特定小売供給約款(第十九条第四項)	(略)	(略)	(略)	前条第四項	(略)	(略)	特定小売供給約款	特定小売供給約款	特定小売供給を	

(略)	第六十六条の十第二項第二号	(略)	第二十三条第一項		
(略)	<p>第八条第六項、第九条第五項（第十三条第二項において準用する場合を含む。）、第十六条の三第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第十九条第五項、第十項若しくは第十三項、第十九条の二第二項、第二十二條第四項若しくは第十二項、第二十三條第一項（第二十四條の二第五項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第二十四條第二項、第二十四條の二第三項、第二十四條の三第三項若しくは第五項、第二十四條の四第四項若しくは第五項、第二十四條の六第二項（第二十四條の七において準用する場合を含む。）、第二十八條の四十六第三項、第二十八條の五十一、第二十九條第六項、第三十條又は第三十五條</p>	(略)	同条第四項	(略)	(略)
(略)	第十九条第五項若しくは第十項又は第二十三条第一項	(略)	第十九条第四項	(略)	(略)

<p>第一百十条第一項</p>	<p>この法律又はこの法律</p>	<p>第七條第一項若しくは第三項、第十條第一項若しくは第二項、第十四條第一項若しくは第二項、第十五條第一項若しくは第二項、第十六條第一項若しくは第三項、第十九條第五項若しくは第十項、第二十一條第一項ただし書、第二十三條第一項若しくは第三項若しくは第三十六條第二項の規定若しくは改正法附則第十七條第一項、第三項若しくは第五項、第十八條第一項、第二十条第一項若しくは第四項若しくは第二十五條の二第一項の規定又はこれらの規定</p>
<p>第一百十八條第一号</p>	<p>第八條第六項、第九條第五項、第十六條の三第五項（同條第八項において準用する場合を含む。）、第十九條第五項、第十項若しくは第十三項、第十九條の二第二項、第二十二條第四項若しくは第十二項、第二十四條第二項、第二十四條の三第三項若しくは第五項、第二十四條の四第四項若しくは第五項、第二十四條の六第二項（第二十四條の七において準用する場合を含む。）、第二十六條第二項、第二十九條第六項、第三十條、第三十一條第一項若しくは第二項、第五十七條第三項又は第九十二條第二項</p>	<p>第十九條第五項又は第十項</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

(権限の委任)

第七条 改正法附則第二十五条の十第一項の政令で定める規定は、改正法附則第十六条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧電気事業法第十九条第五項及び第十項、第二十条、第二十一条第一項、第二十三条第一項及び第三項、第三十四条第一項並びに第三十四条の二第一項の規定、改正法附則第十八条第一項及び第二項並びに第十九条の規定、改正法附則第二十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧電気事業法第二十四条第三項及び第四項並びに第三十四条第一項の規定並びに改正法附則第二十五条第二項の規定とする。

2 3 4 (略)

○電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)(抄)※強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律

(令和二年法律第四十九号) 附則第一条第四号に掲げる規定による改正後時点

(権限の委任)

第一百四十四条 経済産業大臣は、第一百六条第三項及び第八項、同条第十二項(卸電力取引所に係るものに限る。)並びに同条第十三項並びに第一百七条第二項及び第六項、同条第九項(卸電力取引所に係るものに限る。)並びに同条第十項の規定による権限(電力の適正な取引の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。)並びに第一百六条第四項及び第五項並びに第一百七条第三項の規定による権限を委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

2 3 6 (略)

○電気事業法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十二号)(抄)※強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定による改正後時点

附 則

(みなし小売電気事業者の供給義務等)

第十六条 (略)

2 3 (略)

4 みなし小売電気事業者については、旧電気事業法第七条、第十条、第十一条、第十四条、第十五条第一項、第二項及び第五項、第十六条第一項、第三項及び第五項、第十九条第三項から第五項まで、第二十条、第二十一条第一項、第二十三条第一項及び第三項、第三十四条、第三十四条の二、第三十六条、第六十六条の十、第一百十条並びに第一百四十四条第四項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)は、みなし小売電気事業

者が第一項の義務を負う間、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5～7 (略)

(権限の委任)

第二十五条の十 経済産業大臣は、附則第二十五条の二並びに第二十五条の三第一項及び第二項の規定による権限（電力の適正な取引の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）を委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

2～6 (略)